

## 日本協同組合学会賞表彰規程

第1条 この規程は、会則第3条第4項に基づき、協同組合に関する優れた研究業績を表彰し、協同組合研究の奨励を図ることを目的として定める。

第2条 日本協同組合学会賞は、「学術賞」、「奨励賞」、「実践賞」及び伊東勇夫基金に基づく「学会誌賞」、「学会誌奨励賞」の5種類とする。

(1) 「学術賞」は、本学会に5年以上継続して所属している会員による特に顕著な研究業績に授与する。また同じ条件を満たす会員を代表とする共同研究のグループが受賞者となる場合は、賞の名称を「共同研究学術賞」とする。

(2) 「奨励賞」は、本学会に3年以上継続して所属し、将来の研究の一層の発展を期待することができる40歳未満の会員による研究業績に授与する。

(3) 「学会誌賞」は、本学会会員で本学会誌『協同組合研究』に優れた論文を執筆した会員による研究業績に授与する。

(4) 「学会誌奨励賞」は、本学会会員で本学会誌「協同組合研究」に優れた論文（研究論文を含む）を執筆した40歳以下の会員による研究業績に授与する。

(5) 「実践賞」対象は、協同組合の発展に貢献し得るような優れた実践及びその記録とする。

2. 受賞件数は、毎年、原則として、「学術賞」は1件、「奨励賞」、「学会誌賞」、「学会誌奨励賞」及び「実践賞」はそれぞれ3件以内とする。

第3条 「学術賞」及び「奨励賞」の選考の対象とする研究業績は、著書、論文またはそれに準ずるもので、2名以上の本会普通会員の連名による推薦を得たものとする。「実践賞」の選考の対象とする業績は、活動、記録またはそれに準ずるもので、2名以上の本会普通会員の連名による推薦を得たものとする。

第4条 第2条の表彰対象の業績は、学会賞選考委員会で選定し、常任理事会の議を経て、理事会で決定する。

第5条 学会賞の選考委員会は、学会賞担当副会長及び互選で選ばれた理事6名の計7名で構成し、学会賞担当副会長が委員長を務める。

また、「学会誌賞」及び「学会誌奨励賞」の選考委員会は、学会誌担当副会長及び学会誌編集委員をもって構成し、学会誌担当副会長が委員長を務める。

2. 委員の任期は、理事の在任期間とする。

3. 選考委員会は、定められた期日までに選考理由を付して選考結果を会長に報告しなければならない。

第6条 表彰は、賞状と副賞によるものとし、総会の場等で行う。

第7条 本規程の改正は、常任理事会の議を経て、理事会で決定し、総会の承認を得なければならない。

付則 1. 本規程に関する細則は、別に定める。

2. 本規程は、2002年10月5日に改正し、施行する。

3. 本規程は、2011年10月15日に改正し、施行する。

4. 本規程は、2014年10月25日に改正し、施行する。

5. 本規程は、2016年10月8日に改正し、施行する。

6. 本規程は、2019年5月25日に改正し、施行する。

7. 本規程は、2024年6月8日に改正し、施行する。